

令和4年7月11日

公募型簡易プロポーザル 説明書

新北区文化センター建設工事設計業務の委託先候補事務所の特定にあたっては、下記の通り実施する公募型簡易プロポーザルにより行います。

記

I 一般事項

1. 業務概要

- (1) 業務名 新北区文化センター建設工事設計業務
- (2) 業務内容 新北区文化センター建設工事に係る基本設計・実施設計等
※その他業務の詳細は、「神戸市簡易プロポーザル企画書」及び「設計業務特記仕様書」の通り
- (3) 履行期限 契約の締結の翌日から令和6年3月まで（予定）
- (4) 発注者 神戸市

2. 選定に関する事項

(1) プロポーザル方式による選定趣旨

本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関するプロポーザル（調査表（様式2））の提出を受け、当該業務に適した設計者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、委託先に決定した場合でも、必ずしも「調査表（様式2）」の提案内容に沿った設計が行われるものではありません。

また、本プロポーザルは、工事施工事業者を選定するものではありません。

(2) 委託先候補事務所の特定方法

①評価・選定方法

本プロポーザルの評価は二段階とします。

一次評価では、「公募型簡易プロポーザル参加表明書評価要領（資料3-3）」に基づき「参加表明書（様式1）」の書類審査を実施し、参加申込者の中から評価得点上位5位までを、二次評価の対象となるヒアリング対象事業者として選定します。

ただし、第5位が複数の場合は、全てをヒアリング対象事業者に含むものとし、参加申込者総数が5者以下の場合は、全ての参加申込者をヒアリング対象事業者とします。

二次評価では、ヒアリング対象事業者に対し「調査表（様式2）」の作成及び提出ならびにヒアリングへの出席を求め、その後、「簡易プロポーザルヒアリング方式評価要領（資料5）」に基づき、ヒアリング審査を実施し、最も優れた提案を行ったもの（最高得点者）を委託先候補事務所として選定します。また、評価得点の順位が第2位の者を次点

の委託先候補事務所とします。

②評価・選定に係る委員会等

委託先候補事務所の特定に関することは、神戸市建築工事設計監理外注委員会（神戸市が行う建築工事等の設計監理業務等に関する事務の公正、的確な執行を確保するために設置された委員会。以下、外注委員会とする。）で決定します。なお、本プロポーザルの評価は、委員会から選定された下記の委員で構成される評価委員会が行います。

評価委員会委員

建築住宅局副局長

都市局担当課長（施設担当）

建築住宅局住宅建設課長

建築住宅局技術管理課長

建築住宅局建築課長

建築住宅局設備課長

文化スポーツ局担当課長（文化企画担当）

文化スポーツ局中央図書館総務課長

こども家庭局こども青少年課長

（3）スケジュール

① 参加表明書（様式 1）の提出期限	7月25日（月）12時（正午）必着
↓	
② 一次審査の結果通知（参加表明書審査）	8月 上旬
↓	
③ 調査表作成及びヒアリングに係る説明会	8月8日（月）14時00分
↓	
④ 質疑の提出期限	8月12日（金）12時（正午）必着
↓	
⑤ 質疑回答	8月17日（水）（予定）
↓	
⑥ 調査表（様式 2）の提出期限	8月31日（水）12時（正午）必着
↓	
⑦ 二次審査（ヒアリング審査）	9月2日（金）午後（予定）
↓	
⑧ 二次審査結果の通知	9月 中旬（予定）
↓	
⑨ 委託先候補事務所の特定・公表	10月 上旬（予定）

4. 業務委託契約の締結

特定された委託先候補事務所とは、神戸市規程の委託料の範囲内で業務委託契約を締結しま

す。何らかの事由により、当該事務所と契約に至らなかった場合には、次点の委託先候補事務所へ契約締結に向けての交渉を行うことがあります。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

5. 事務局

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル4階

神戸市 建築住宅局 技術管理課 技術管理係

電話：078（595）6581 FAX：078（595）6665

E-Mail: kentikugikan@office.city.kobe.lg.jp

II プロポーザルの参加資格等

1. 参加資格

以下の（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は、（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であることします。これらを満たさない場合は、参加者として認めません。また、「参加表明書（様式1）」の受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

（1）単体企業

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②「参加表明書（様式1）」の提出時点で神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止を受けていないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等をしていないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていないこと。
- ⑤神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年6月26日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ⑦国税、地方税等義務付けられている税を滞納していないこと。
- ⑧建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（2）設計共同体

- ①「（1）単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。ただし、代表設計事務所を除く構成設計事務所については、（1）⑧の条件を除くものとする。
- ②構成設計事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。
- ③設計共同体は、各構成事務所が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- ④設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとすること。

（3）参加者の所在地区分による優遇

本市では、業務委託先の選定について、地元中小業者の育成や経済の市内循環による神戸経済の活性化の観点から、本店を市内に有する者（以下「地元企業」という。）への優先発注に取り組んでいます。参加者が地元企業（設計共同体での参加の場合は、代表設計事務所又は構成設計事務所に地元企業を含む場合で、地元企業1者につき業務分担率（委託料の配分割合と同義とします。）が30%以上の場合は、地元企業とみなします。）の場合は、一次審査、二次審査共に評価点の加点を行います。

2. 業務実施上の条件

- ①管理技術者が一級建築士であり、「参加表明書（様式1）」の提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条で定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- ②管理技術者及び意匠分野の主任担当技術者は、提出者（設計共同体の場合は代表設計事務所）の組織に所属していること。
- ③管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- ④管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。
- ⑤意匠分野の主任担当技術者の同種規模の手持設計業務件数が3件以下であること。
- ⑥主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- ⑦業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が神戸市指名停止基準要綱による指名停止を受けていないこと。
- ⑧配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていること。

III プロポーザルの手続き等

1. 参加表明書の提出

①提出期限	令和4年7月25日（月）12時（正午）必着
②提出書類	ア 参加表明書（様式1（様式1～様式1(8)まで）） イ 配置予定の技術者について次の資格等を確認できる書類（原本の写し等） <ul style="list-style-type: none"> i) 管理技術者の「一級建築士免許証明書又は一級建築士免許証」及び「定期講習修了証の写し」等 ii) 代表者でない場合、管理技術者及び意匠分野の主任担当技術者が提出者（代表設計事務所）の組織に所属していることがわかる保険証等
③提出・連絡先	事務局
④提出方法	<p>「②提出書類」をPDF形式として電子メールで送付し、電子メール発送後に電話で事務局へ連絡してください</p> <p>※ 電話連絡時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午前12時00分、午後1時00分から午後5時30分までの間で余裕をもってご連絡お願いします。</p> <p>※ 受理後、受付完了の旨を電子メールで通知します。</p>
⑤作成要領・留意事項	<p>「参加表明書作成・提出要領（資料3－1）」の通り</p> <p>※ 書類不備により提出期限を過ぎた場合は受け付けません。</p>

【設計事務所概要の提出について】

- ・本プロポーザルへの参加にあたり、本市に対して設計事務所概要を提供していない場合は、市ホームページ（下記）を参照し、「参加表明書（様式1）」の提出締切日までに事務所概要を提出してください。

『建築設計工事監理業務に係る「事務所概要」の提供について』

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/koukyou/s04.html>

- ・設計共同体で参加する場合は、代表設計事務所だけでなく、構成設計事務所も提出が必要です。

2. 一次審査結果通知・説明会案内

「参加表明書（様式1）」を提出した者に対し、一次審査の結果を書面にて通知します。あわせて、ヒアリング対象事業者として選定された者には、「調査表（様式2）」の作成及びヒアリングに係る説明会の案内を送付します。本説明会において、「調査表（様式2）」の作成要領、提出期限、提出場所及びヒアリングの日時、場所、留意事項等を説明します。

3. 質疑と回答

説明会終了後、本業務の内容や「調査表（様式2）」の作成について質疑がある場合は、8月12日（金）12時（正午）までに、事務局まで電子メールで質問内容を送信してください（様式不問）。ご質問があった場合はすべての質問を取りまとめた上、8月17日（水）頃までに回答します。

なお、ご質問がなかった場合は、その旨回答します。

4. 調査表の提出

①提出期限	令和4年8月31日（水）12時（正午）必着
②提出書類	調査表（様式2）
③提出・連絡先	事務局
④提出方法	<p>「②提出書類」をPDF形式として電子メールで送付し、電子メール発送後に電話で事務局へ連絡してください。</p> <p>※ 電話連絡時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午前12時00分、午後1時00分から午後5時30分までの間で余裕をもってご連絡お願いします。</p> <p>※ 受理後、受付完了の旨を電子メールで通知します。</p>
⑤作成要領・留意事項	<p>「調査表作成・提出要領（資料4-1）」及び「調査表記載例（資料4-2）」の通り</p> <p>※ 提出期限を過ぎた場合は参加辞退とみなします。</p>

※調査表提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとします。

ただし、当該提出者から提出された調査表及びヒアリング内容について、評価要領に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託先候補事務所として特定しません。最低基準点は、調査表及びヒアリング内容の得点の満点の60%に相当する点数とし、2者以上の場合でも適用するものとします。

5. ヒアリングの案内

原則として、ヒアリングには「調査表（様式2）」に記載する主任担当技術者が出席することとし、「調査表（様式2）」の説明は、意匠分野の主任担当技術者に行っていただきます。その他ヒアリングの実施方法に関する詳細は、ヒアリング説明会で説明します。

なお、ヒアリングを欠席された事業者は、評価対象外とし、本プロポーザルの辞退とみなします。

6. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 無効又は失格

①提出を求める「参加表明書（様式1）」又は「調査表（様式2）」が次の条件の一つ以上に該当する場合には、当該書面を無効とすることがあります。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

②委員又は事務局もしくは当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関する不正な接触を行うなど審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合は、当該プロポーザル参加者を失格とします。

(3) 記載事項の遵守

「参加表明書（様式1）」及び「調査表（様式2）」に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡又は退職等特別な場合を除き、変更することはできません。

(4) 工事受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができません。

(5) その他

- ①「参加表明書（様式1）」及び「調査表（様式2）」の作成・提出並びにヒアリング等に要する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ②適切な提案がない場合等においては、委託先候補事務所の特定は行いません。
- ③提出された書類は、ヒアリング対象事業者の選定及び委託先候補事務所の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ④提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、ヒアリング対象事業者の選定及び委託先候補事務所の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- ⑤提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとします。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となります。
- ⑥提案書の作成のために本市から提供した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- ⑦市が委託先候補事務所を特定した場合は、市ホームページでヒアリング対象事業者名、審査結果、特定した委託先候補事務所名等を公表します。
- ⑧特定された委託先候補事務所の「調査表（様式2）」（個人情報を除く）については、ヒア

リング対象事業者として選定された事業者を対象とし、選定結果の通知から30日間程度、建築住宅局技術管理課（三宮国際ビル4階）で開示します。なお、上記期間以後に開示を希望される場合は、情報公開請求の手続きが必要となります。

- ⑨提出者は、「参加表明書（様式1）」の提出を以て、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、審査方法及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- ⑩本プロポーザルにより委託先候補事務所に特定した時点で、「参加表明書（様式1）」に記載した実績及び資格等の証明書類の提出を求めます。虚偽の記載、説明等がある場合、委託先候補の資格を取り消すことがありますので、ご注意ください。

IV 公募関係資料

資料1 公募型簡易プロポーザル 説明書
資料2-1 神戸市簡易プロポーザル 企画書
資料2-2 設計業務特記仕様書
資料3-1 公募型簡易プロポーザル 参加表明書作成・提出要領
資料3-2 公募型簡易プロポーザル 参加表明書記載例
資料3-3 公募型簡易プロポーザル 参加表明書評価要領
資料4-1 簡易プロポーザル 調査表作成・提出要領
資料4-2 簡易プロポーザル 調査表記載例
資料5 簡易プロポーザル ヒアリング方式評価要領

参考資料 技術提案における視覚的表現の取扱いについて

様式1 参加表明書（様式1～様式1(8)）

様式2 調査表

様式3 設計共同体協定書（※委託先候補事務所に特定後提出を求める。）

参考 新北区文化センター整備基本計画（案）